

第2章 飛田給駅周辺地区バリアフリー基本構想

1 重点整備地区の基本的な方針

本地区は、バリアフリー法第27条「基本構想の作成等の提案」に基づく市民提案を受けて設定した重点整備地区であり、特定事業計画に基づき公共交通や道路、建築物等のバリアフリー化が進められました。

特に平成28年度に整備された飛田給駅南口駅前広場は、高齢者、障害者等がバスに乗降しやすいバス停留所の設置や歩道部における滑りにくい舗装の採用、視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置などのバリアフリー整備がされました。

また、飛田給駅北側の徒歩圏内には、「味の素スタジアム※(東京スタジアム)」が位置しており、令和3年に開催された東京2020大会では競技会場として利用され、多くの人々が一度に集う機会がある地区となっています。

本地区の移動等円滑化に関する基本的な方針は、マスタープランで示す以下の基本目標の達成を基本とします。

<基本目標>

■実現性

目標年次を令和12年度に設定します。重点整備地区の基本構想では、事業実施時期を短期(～令和7年度)・中期(令和8年度～令和12年度)・長期(令和13年度以降)の3段階に設定します。

■継続性

マスタープラン及び基本構想に基づき、事業等の進捗管理を含めた継続的な生活環境のバリアフリー化の実現に取り組みます。

■発展性

マスタープラン及び基本構想で得た知見や技術等を活用し、市全域への展開を図るとともに、関連事業の進捗状況に併せた段階的な対応や法改正への対応等について、柔軟に対応します。

バリアフリー化に当たっては、旧基本構想で位置付けた特定事業のうち、未完了の事業あるいは継続的に実施する事業を引き続き推進するとともに、今回新たに追加した生活関連施設及び生活関連経路においても、積極的に特定事業を位置付け、バリアフリー化に取り組んでいきます。

2 重点整備地区の位置及び区域

(1) 重点整備地区

重点整備地区は、生活関連施設及び生活関連経路を含み、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であり、バリアフリー化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区になります。

また、総合的に都市の機能を向上させるうえで、有効かつ適切な地区を含む範囲を設定します。

旧重点整備地区である「飛田給駅周辺地区」は、未完了事業があることから、引き続き重点整備地区に設定します。(面積:約114ha)

なお、生活関連施設及び生活関連経路の一部が府中市内に位置するため、重点整備地区の範囲も府中市を含む地区を設定し、連携を図りながら重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進します。

(2) 生活関連施設

移動等円滑化の促進に関する基本方針では、生活関連施設に該当する施設を“相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である”としています。

重点整備地区の生活関連施設は、旧基本構想の生活関連施設・準生活関連施設を基本とし、マスタープランに示すとおり以下の設定方針に基づき設定します。

【生活関連施設の設定方針】

- ①旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設
- ②旧基本構想における生活関連施設に相当する施設
- ③協議会や市民意見等で位置付けが必要とされた施設
- ④生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局、金融機関、公園等

高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者が日常生活又は社会生活において利用する施設であることを前提とし、次ページに示す抽出条件に基づき、市民の利用が多く見られる民間施設等を新たに生活関連施設に設定します。

参考(旧基本構想における生活関連施設の設定方針)

- ①調布市交通バリアフリー基本構想における特定旅客施設及び対象目的施設※1
- ②調布市交通バリアフリー基本構想における対象目的施設に相当する施設
- ③その他、協議会や市民意見等で位置付けが必要とされた施設

※1 対象目的施設:調布市交通バリアフリー基本構想における対象目的施設の設定方針は以下のとおりです。
ア アンケート結果から「よく利用する」、「時々利用する」との回答が多い施設(「よく利用する」、「時々利用する」と回答した人が全回答者の概ね30%以上を占める施設)
イ ベビーカー使用者等の特定の利用者層が多い施設
ウ 上記ア、イと同じ施設内又は駅からそこまで至る経路の途中及び経路の延長線上にある施設で公共性、公益性の高い施設

表 2.1 生活関連施設の抽出条件

分類		重点整備地区	設定方針			
			①	②	③	④
旅客施設		鉄道駅・バスターミナル	●	●		
建築物	市役所本庁舎・出張所等	市役所本庁舎・出張所等	●	●		
	公民館・集会所	地域福祉センター・公民館・青少年交流館・市民プラザあくろす・ふれあいの家	●	●	●	
	保健・福祉施設	総合福祉センター・保健センター・地域包括支援センター・ちょうふだぞう・すまいる分室・知的障害者援護施設なごみ・すまいる・そよかぜ・デイセンターまなびや・こころの健康支援センター・健康活動ひろば・子ども発達センター・子ども家庭支援センター・ちょうふの里・あさひ苑・老人憩いの家・シルバー人材センター	●	●		
	文化・体育施設	文化会館・ホール・劇場・図書館・映画館・博物館・美術館・体育館・野球場・スタジアム・プール・競輪場	●	●		
	その他公共施設	警察署		●		
	医療施設	病院(100床以上)	●	●		
	宿泊施設	旅館業法の届出対象施設のうち客室数が50室以上のホテル・旅館			●	
		旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設		●		
	商業施設	大規模小売店舗立地法の届出対象施設(店舗面積1,000㎡以上)	●	●		
	金融機関	生活関連経路沿いに立地する銀行・信用金庫				●
	郵便局	調布郵便局		●		
生活関連経路沿いに立地する小規模郵便局					●	
その他	旧基本構想における生活関連施設・準生活関連施設	●				
公園	都市公園(都市計画公園)	近隣公園・広域公園・総合公園・特殊公園		●		
	その他公園	生活関連経路沿いに立地する上記以外の都市公園・仲よし広場				●
路外駐車場		駐車場法の届出対象施設のうち特定路外駐車場(駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で、かつ駐車料金を徴収する路外駐車場)		●		

表 2.2 飛田給駅周辺地区 生活関連施設一覧

分類		施設名称	種別※
旅客施設		京王線飛田給駅	◎
建築物	公民館・集会所	西部地域福祉センター	◎準
		飛田給ふれあいの家	◎準
		西部ふれあいの家	◎準
		西部公民館	◎
		青少年交流館	◎準
		デイセンターまなびや	◎
	保健・福祉施設	ちょうふの里	◎
		あさひ苑	◎
		子ども発達センター	◎
		知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいる	◎
		調布福祉園	◎
		障害者支援施設みずき	◎
		味の素スタジアム(東京スタジアム)	◎
	文化・体育施設	武蔵野の森総合スポーツプラザ	◎新
		調布アーバンホテル	◎準
	宿泊施設	調布アーバンホテル	◎準
商業施設	スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店	◎新	

※種別：◎ 旧基本構想における生活関連施設であり、引き続き設定する施設

◎準 旧基本構想の準生活関連施設から、生活関連施設にする施設

◎新 新たに生活関連施設に設定する施設

(3) 生活関連経路

生活関連施設相互間を結ぶ経路をバリアフリー法に基づく「生活関連経路」に設定します。

重点整備地区では、生活関連施設間を結ぶ経路を中心に、旧基本構想の生活関連経路等を踏襲しつつ、マスタープランに示すとおり以下の設定方針に基づき設定します。

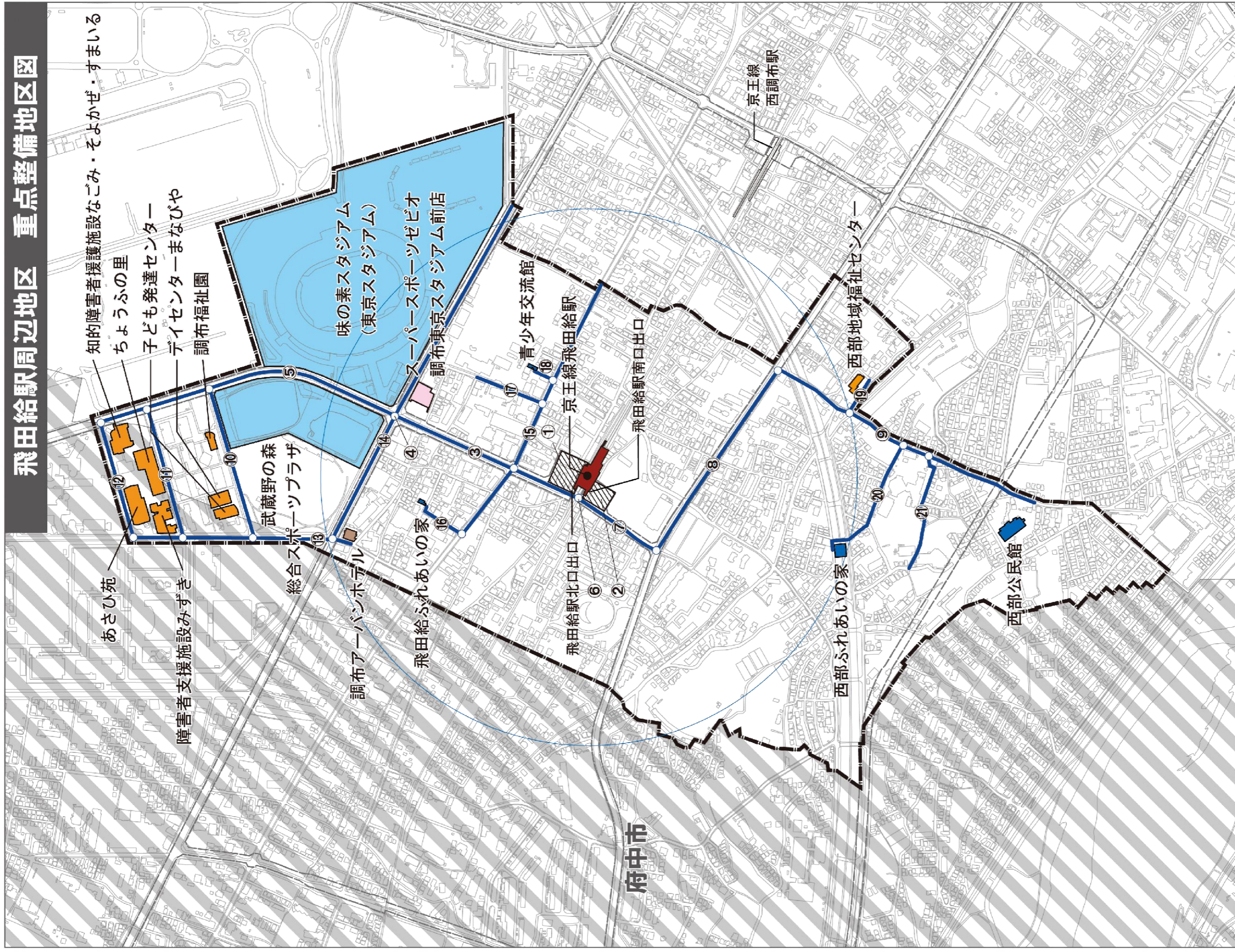
なお、歩行者通行量や沿道施設の利用状況を踏まえ、利用頻度の高い経路を優先的に設定するとともに、重点整備地区内の歩行者ネットワークの連続性を考慮します。

【生活関連経路の設定方針】

- ①生活関連施設相互間の経路
- ②旧基本構想の重点整備地区における生活関連経路・準生活関連経路・ネットワーク経路
- ③エリア内・エリア間の歩行者ネットワークを形成する経路
- ④上位関連計画※1において優先整備路線等に指定されている経路

※1 東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)、東京都道路バリアフリー推進計画、調布市道路網計画、調布市自転車ネットワーク計画、東京2020大会に向けた道路のバリアフリー化の取組み(重点整備区間)、国がバリアフリー法に基づき指定する特定道路※

飛田給駅周辺地区 重点整備地区図



生活関連施設		生活関連経路等		重点整備地区	
旅客施設	文化・体育施設	生活関連経路	経路番号	114ha	重点整備地区
行政機関・公共施設等	宿泊施設	駅前広場	①		
保健・福祉施設	商業施設	都市計画道路			

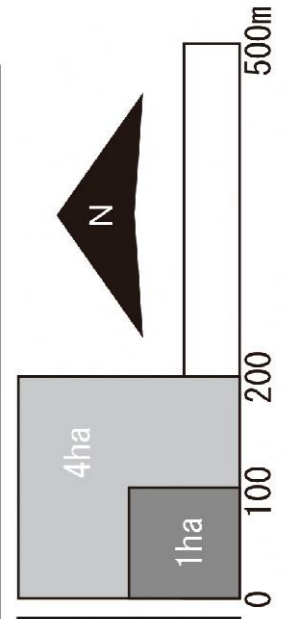


図 2.1 飛田給駅周辺地区 重点整備地区図

3 移動等円滑化に関する事項

重点整備地区を含む移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の推進に向けて、マスタープラン及び基本構想では、バリアフリー化に関する主な基準等や多様な利用者が安全に移動・利用しやすい施設整備につなげるための共通の配慮事項を「バリアフリー方針」として示します。

バリアフリー方針については、関係事業者に周知及び理解、協力を求め、それぞれの事業推進の中で配慮した取組を実施していただけるよう相互理解を図りながら推進していきます。

なお、バリアフリー方針の内容は、別冊のマスタープランで示します。

また、旧基本構想の評価や新たな課題の整理等を目的に実施したアンケート調査やまちあるき点検、特定事業進捗状況調査等の結果を基に、移動等円滑化に関する考え方を以下のとおり整理しました。

(1) 公共交通の移動等円滑化

飛田給駅では、全ホームにおける可動式ホーム柵[※]の整備や触知案内図における駅構内の設備の位置や方向を案内する音声案内装置の整備などのバリアフリー化を図り、旧基本構想における全ての公共交通特定事業が完了していますが、引き続き、エレベーター・エスカレーターやトイレ等における利用ルールやマナー啓発などの継続事業の推進が必要です。

また、バス・タクシーでは、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの普及や乗務員教育の強化が課題となっています。

そのため、今後は上記の課題を改善していくとともに、高齢者、障害者等に対する理解促進や施設利用の手助けといった人的対応・心のバリアフリーに関する取組も実施します。

(2) 道路の移動等円滑化

飛田給駅南口駅前広場は、特定事業計画に基づきバリアフリー整備が行われ、その他道路についても、新たな歩道の整備や視覚障害者誘導用ブロックの適切な配置などのバリアフリー化が図られ、旧基本構想における全ての道路特定事業が完了しています。

そのため、今後は更なるバリアフリー化に向けて検討を進めていくとともに、舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽等の適切な維持管理を実施します。

(3) 交通安全(信号機等)の移動等円滑化

地区内の音響式信号機は、旧基本構想策定時から新たに9箇所に設置され、合計10箇所に設置されています。また、旧基本構想における交通安全特定事業は全て完了しています。

引き続き、音響式信号機や経過時間表示式信号機などのバリアフリー対応型信号機の設置や横断歩道における歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進するとともに、違法駐車取締りの強化や自転車利用者へのマナー啓発活動を積極的に実施します。

(4) 建築物の移動等円滑化

旧基本構想における建築物特定事業の着手率は全て完了していますが、準生活関連施設におけるその他事業については、着手率61.7%、完了率43.8%となっています。

旧基本構想における準生活関連施設は、今回生活関連施設として設定することから、引き続き未完了事業を建築物特定事業として推進するとともに、マスタープランで示すバリアフリー方針に基づき、建築物のバリアフリー化を図ります。

また、令和2年の改正バリアフリー法において、心のバリアフリーに関する特定事業として新たに追加された「教育啓発特定事業」についても積極的に位置付けていきます。

4 特定事業等の内容

移動等円滑化に関する事項に基づき、公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、教育啓発特定事業、その他の事業を位置付けました。

また、旧基本構想で位置付けた特定事業等のうち、未完了である事業あるいは継続的に実施する事業についても引き続き特定事業に位置付け、事業の推進を図ります。

なお、事業の実施時期については、短期（令和3年度～令和7年度）、中期（令和8年度～令和12年度）、長期（令和13年度以降）の3区分とし、長期には、継続的に実施する事業のほか、目標年次である令和12年度までに実現が困難であり長期的な検討を要する事業についても位置付けます。

基本構想に特定事業を位置付けた場合、事業主体となる施設設置管理者等には、「特定事業計画の作成」と「これに基づく事業実施」の義務が課せられます。今後、基本構想策定後1年を目途に特定事業計画を作成し、計画に則した事業を実施するとともに、定期的に事業の進捗状況を調査していきます。

なお、各事業に示す実施時期の期間は、以下のとおりです。

短期	：令和3年度～令和7年度に着手・検討
中期	：令和8年度～令和12年度に着手・検討
長期	：令和13年度以降に着手・検討
継続	：計画期間を通じて継続的に実施・検討
順次	：実現可能箇所・必要箇所から順次実施
検討中	：実施時期について今後検討

表 2.3 特定事業対象施設等 一覧

事業種別	分類	施設名称等	ページ
公共交通 特定事業	旅客施設	京王線飛田給駅	85
	バス	路線バス(京王電鉄バス株式会社)	85
		コミュニティバス(京王電鉄バス株式会社)	86
	タクシー	タクシー(一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会)	86
		タクシー(一般社団法人東京都個人タクシー協会)	87
道路 特定事業	市道	①飛田給駅北口駅前広場(調布3・3・34号線)	88
		②飛田給駅南口駅前広場(調布3・4・33号線)	88
		③スタジアム通り(主要市道33号線)	88
		④甲州街道(飛田給スタジアム歩道橋)	89
		⑤スタジアム通り(主要市道32号線)	89
		⑥飛田給西側踏切	89
		⑦調布3・4・33号線	89
		⑧品川通り(主要市道12号線)	89
		⑨主要市道15号線	90
		⑩市道西136-2号線	90
		⑪市道西136-3号線	90
		⑫(府中市)市道1-355号	91
		⑬市道西136号線	91
	国道	⑭甲州街道(国道20号)	91
	都道	⑮旧甲州街道(一般都道229号線)	91
	市道	⑯市道西35-4号線	92
		⑰市道西38号線	92
		⑱市道西102号線	92
		⑳市道西118-5号線	93
		㉑市道西118-2, 3, 4号線	93
	交通安全 特定事業	—	信号機等
建築物 特定事業	公民館・ 集会所	西部地域福祉センター	95
		飛田給ふれあいの家	95
		西部ふれあいの家	95
		西部公民館	96
		青少年交流館	96
	保健・ 福祉施設	デイセンターまなびや	97
		ちょうふの里	97
		子ども発達センター	98
		知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいる	98
		調布福祉園	99
	文化・ 体育施設	味の素スタジアム(東京スタジアム)	99
		武蔵野の森総合スポーツプラザ	99
	宿泊施設	調布アーバンホテル	100
	商業施設	スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店	100
その他 の事業	—	飛田給駅北公衆トイレ	101

※道路特定事業に示す①～㉑の番号は79ページの重点整備地区図に記載の経路番号に対応しています。

(1) 公共交通特定事業

ア 鉄道事業者 事業主体:京王電鉄株式会社

表 2.4 鉄道事業者における事業の内容

対象施設	項目	事業の内容	実施時期
飛田給駅	車両	車両のバリアフリー化を推進します。	継続
	案内・情報 バリアフリー	筆談器の設置を示す案内を継続して掲示します。	継続
	教育啓発・ 心の バリアフリー	駅係員, 乗務員のバリアフリー教育を推進します。 エレベーター・エスカレーターやトイレ等における利用ルールやマナー, バリアフリーの取組等を周知する情報提供を実施します(広告・ホームページ等)。	継続

イ バス事業者(路線バス) 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 2.5 京王電鉄バス(路線バス)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駅前広場	駅前広場整備等に併せて以下を検討します。 ○駅前広場におけるバス案内(誘導案内・位置案内・路線図)の充実 ○駅前広場のバス停におけるユニバーサルデザインに配慮したベンチの設置	短期
車両	ノンステップバスへの代替を促進します。	中期
バス乗降場・ 停留所	バス車両の乗降位置にガードパイプ等の障害物がある場合は, 道路管理者と協力し適宜対応します。	順次
	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置します。(道路管理者と連携)	中期
	バスが正着しやすく, 車両との段差が生じない構造にします(道路管理者と連携)。	中期
	安全な待合スペースを確保し, ベンチや広告付き上屋(電灯付き)の設置を促進します。	中期
その他設備	障害者割引に対応した IC カードの導入を推進します。	短期
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について, 乗務員の教育を実施します。	継続

教育啓発・ 心のバリアフリー	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停留所への正着やニーリングを実施します。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ウ バス事業者(コミュニティバス) 事業主体:京王電鉄バス株式会社

表 2.6 京王電鉄バス(コミュニティバス)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	ノンステップバスへの代替を促進します。	中期
バス乗降場・ 停留所	バス車両の乗降位置にガードパイプ等の障害物がある場合は、道路管理者と協力し適宜対応します。	順次
	乗車位置に合わせた視覚障害者誘導用ブロックを設置します。(道路管理者と連携)	中期
	バスが正着しやすく、車両との段差が生じない構造にします(道路管理者と連携)。	中期
	安全な待合スペースを確保し、ベンチや広告付き上屋の設置を促進します。	中期
その他設備	障害者割引に対応した IC カードの導入を推進します。	短期
案内・情報 バリアフリー	バス停やバス車内における案内を充実します。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
	バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行います。	継続
役務の提供 (人的対応)	バス停留所への正着やニーリングを実施します。	継続
	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

エ タクシー事業者 事業主体:一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会

表 2.7 東京ハイヤー・タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシー(ユニバーサルデザインタクシーを含む)の導入を促進します。	順次
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続

オ タクシー事業者 事業主体：一般社団法人東京都個人タクシー協会

表 2.8 東京都個人タクシー協会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入促進に向け、情報提供していきます。	継続
案内・情報 バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードの設置を啓発していきます。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、乗務員の教育を実施します。	継続
役務の提供 (人的対応)	乗務員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

(2) 道路特定事業

ア 経路番号:① 飛田給駅北口駅前広場(調布3・3・34号線) 事業主体:調布市

表 2.9 経路番号①における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	バス停は,バスが正着しやすく,車両との段差が生じない構造にします。	検討中
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

イ 経路番号:② 飛田給駅南口駅前広場(調布3・4・33号線) 事業主体:調布市

表 2.10 経路番号②における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

ウ 経路番号:③ スタジアム通り(主要市道33号線) 事業主体:調布市

表 2.11 経路番号③における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

エ 経路番号:④ 甲州街道(飛田給スタジアム歩道橋) 事業主体:調布市

表 2.12 経路番号④における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

オ 経路番号:⑤ スタジアム通り(主要市道32号線) 事業主体:調布市

表 2.13 経路番号⑤における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板,商品陳列等の不法占用物への指導を行い,適切な機能を確保します。	継続

カ 経路番号:⑥ 飛田給西側踏切 事業主体:京王電鉄株式会社

表 2.14 経路番号⑥における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

キ 経路番号:⑦ 調布3・4・33号線 事業主体:調布市

表 2.15 経路番号⑦における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック,案内設備,植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

ク 経路番号:⑧ 品川通り(主要市道12号線) 事業主体:調布市

表 2.16 経路番号⑧における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中

維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ケ 経路番号:⑨ 主要市道15号線 事業主体:調布市

表 2.17 経路番号⑨における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	交差点部やバス停等を中心に, 移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックを連続的に設置する場合は, なるべく直線となるように配置し, 蛇行や屈折を最低限とします。	継続
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やポラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や案内設備の適切な維持管理を行います。	継続

コ 経路番号:⑩ 市道西136-2号線 事業主体:調布市

表 2.18 経路番号⑩における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
	視覚障害者誘導用ブロックの両側(60cm程度)は, 障害物(柵やポラード, 放置自転車, 看板, 商品陳列等)の撤去・指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続

サ 経路番号:⑪ 市道西136-3号線 事業主体:調布市

表 2.19 経路番号⑪における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

シ 経路番号:⑫ (府中市)市道1-355号 事業主体:府中市

表 2.20 経路番号⑫における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	バス停に視覚障害者誘導用ブロックを設置します。	検討中
	JIS 規格に対応した視覚障害者誘導用ブロックに改修します。	検討中
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備, 植栽等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進します(交通管理者と連携)。	継続

ス 経路番号:⑬ 市道西136号線 事業主体:調布市

表 2.21 経路番号⑬における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中

セ 経路番号:⑭ 甲州街道(国道20号) 事業主体:国土交通省関東地方整備局相武国道事務所

表 2.22 経路番号⑭における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	安全な歩行空間の確保に向けた方策を検討します。	長期
	自転車走行空間の安全性向上を検討します。	中期

ソ 経路番号:⑮ 旧甲州街道(一般都道229号線) 事業主体:東京都北多摩南部建設事務所

表 2.23 経路番号⑮における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック, 案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

タ 経路番号:⑯ 市道西35-4号線 事業主体:調布市

表 2.24 経路番号⑯における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

チ 経路番号:⑰ 市道西38号線 事業主体:調布市

表 2.25 経路番号⑰における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	視覚障害者が歩道と車道の区別ができ, かつ, 車いす使用者が円滑に通行できるように, 歩車道境界の段差は1cm 程度にします。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ツ 経路番号:⑱ 市道西102号線 事業主体:調布市

表 2.26 経路番号⑱における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続

教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続
---------------	--	----

テ 経路番号:㉔ 市道西118-5号線 事業主体:調布市

表 2.27 経路番号㉔における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

ト 経路番号:㉕ 市道西118-2, 3, 4号線 事業主体:調布市

表 2.28 経路番号㉕における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
歩道等	経路の実情にあった交通安全対策を実施します(路側帯の拡幅・平坦化, ガードレールの設置, カラー舗装化, 一方通行化, 駐停車抑制策, 自転車通行位置の明示 等)(交通管理者と連携)。	検討中
	電柱や街灯等が歩行者の通行の妨げにならないように配慮します。	検討中
維持管理	舗装や案内設備等の適切な維持管理を行います。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	放置自転車や看板, 商品陳列等の不法占用物への指導を行い, 適切な機能を確保します。	継続

(3) 交通安全特定事業

ア 事業主体:東京都公安委員会

表 2.29 東京都公安委員会における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
信号機等	音響式や経過時間表示式などのバリアフリー対応型信号機の設置を推進します。	順次
横断歩道	歩道の視覚障害者誘導用ブロックと連続したエスコートゾーンの設置を推進します。(道路管理者と連携)	順次
道路標識等	道路標識及び道路標示の維持管理に努めます。	継続
違法駐車	違法駐車取締りの強化や違法駐車防止の広報活動及び啓発活動を実施します。	継続
安全対策	歩道のない道路では,路側帯の拡幅や平坦化,ガードレールの設置,舗装のカラー化,一方通行化,駐停車抑制策,自転車通行位置の明示など,経路の実情に合った交通安全対策を検討します(道路管理者と連携)。	順次
教育啓発・心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進します(道路管理者と連携)。	継続

(4) 建築物特定事業

ア 西部地域福祉センター 事業主体:調布市

表 2.30 西部地域福祉センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	車いす使用者用トイレの位置及び使い勝手を検証します。	継続
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続
案内・情報 バリアフリー	トイレなど聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します。	検討中
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラムを活用等)。	検討中
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し, 設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための従業員教育を実施します。	継続
	車いす使用者用トイレの優先利用に関して, 利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続

イ 飛田給ふれあいの家 事業主体:調布市

表 2.31 飛田給ふれあいの家における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]温水洗浄便座を設置します。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続

ウ 西部ふれあいの家 事業主体:調布市

表 2.32 西部ふれあいの家における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	性的少数者(LGBTQ 等)への配慮や異性介助の点から, 男女共用トイレの整備を促進します。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続

エ 西部公民館 事業主体:調布市

表 2.33 西部公民館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	聴覚障害者の緊急時の対応等のため、戸にはガラス等による窓等を設けることにより、内と外が見えるようにします。	長期
トイレ	一般トイレにおける、車いす利用者等が利用できる広めの個室、オストメイト対応設備を整備します。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓を行います。	継続
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達 等)。	長期
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示, カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラム の活用 等)。	長期
	適切に視覚障害者誘導用ブロックを設置します(JIS 規格適合, 輝度比の確保, 滑りにくい材質, 障害当事者参加による敷設方法の検討)。	長期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示 等)。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

オ 青少年交流館 事業主体:調布市

表 2.34 青少年交流館における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	利用者の意見を参考に、乳幼児を連れた方への対応の必要性を検討します。	検討中
	[車いす利用者用トイレ]動線の支障となる障害物を撤去します。	短期
	[車いす利用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	検討中
駐輪場	駐輪場の使いやすさの向上と整理・整頓を実施します。	継続
案内・情報 バリアフリー	トイレ等で聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備の設置の必要性を検討します。	検討中
	案内サインの多言語化を実施します。	中期
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続

教育啓発・心のバリアフリー	施設周辺の道路上における放置自転車や看板設置の禁止を促す取組を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示等)。	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	長期
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

カ デイセンターまなびや 事業主体:調布市

表 2.35 デイセンターまなびやにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
駐輪場	施設利用者向けの駐輪場の整理をします。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員研修を実施します。	継続

キ ちょうふの里 事業主体:調布市

表 2.36 ちょうふの里における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
出入口・敷地内通路	道路と建物の連続性に配慮します(段差や勾配の解消等)。	長期
エレベーター	利用しやすいエレベーターを整備します(窓ガラス,両側車いす用操作盤の設置等)。	長期
階段	利用しやすい階段を整備します(両側,2段手すりの設置,段鼻の強調,カラーユニバーサルデザインに配慮等)。	長期
トイレ	一般トイレにおける,洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室,オストメイト対応設備を整備します。	長期
駐車場	利用者に配慮した駐車場を確保します(車いす使用者用駐車施設の位置,乗降スペース,分かりやすい表示等)。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続
案内・情報バリアフリー	出入口やトイレ,エレベーター,駐車場等があることを示す案内表示を設置します。	長期
	大規模修繕までの間,簡易的な方法で分かりやすさに配慮した案内サインを設置します。	短期・中期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し,設置を示す案内を掲示します。	長期
教育啓発・心のバリアフリー	新入職員研修時に,高齢者や障害者についての基本的な対応や尊厳等の学習及び利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続

ク 子ども発達センター 事業主体:調布市

表 2.37 子ども発達センターにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	長期
	一般トイレにおける,洋式便器の設置や車いす使用者等が利用できる広めの個室,オストメイト対応設備を整備します。	長期
	車いす使用者用トイレの利用集中を防ぐため,ベビーチェアやベビーベッドは男女別トイレにそれぞれ設置し,分かりやすい案内を表示します。	長期
	性的少数者(LGBTQ等)への配慮や異性介助の点から,男女共用トイレの整備を促進します。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場を整理・整頓します。	継続
その他設備	休憩スペースや授乳室を確保します。	長期
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達等)。	長期
	案内サインの多言語化を実施します。	短期
	筆談具の設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できるように,必要に応じて職員による付添対応を実施します。	継続

ケ 知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいる 事業主体:調布市

表 2.38 知的障害者援護施設なごみ・そよかぜ・すまいるにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	聴覚障害者の緊急時の対応等のため,戸にはガラス等による窓等を設けることにより,内と外が見えるようにします。	検討中
階段	カラーユニバーサルデザインに配慮し,段鼻を識別しやすいようにします。	検討中
駐輪場	施設利用者向けの駐輪場の整理・整備をします。	継続
教育啓発・ 心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員研修を実施します。	継続

コ 調布福祉園 事業主体:社会福祉法人 大泉旭学園 調布福祉園

表 2.39 調布福祉園における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
全体	建て替えに合わせ、共通の配慮事項や移動等円滑化基準を踏まえたバリアフリー化を実施します。	中期

サ 味の素スタジアム(東京スタジアム) 事業主体:株式会社東京スタジアム

表 2.40 味の素スタジアム(東京スタジアム)における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	性的少数者(LGBTQ等)への配慮や異性介助の点から、車いす使用者用トイレでの代用も含め、男女共用トイレの整備を促進します。	長期
駐輪場	施設利用者向け駐輪場の整理・整頓します。	継続
案内・情報バリアフリー	筆談具やコミュニケーションボードを準備し、設置や設置を示す案内の掲示を行うようイベント主催者へ依頼します。	継続
教育啓発・心のバリアフリー	利用者への適切な対応を推進するための職員教育を実施します。	継続
	施設周辺の道路上における放置自転車や看板設置の禁止を促す取組を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します(分かりやすい場所への案内掲示等)。(イベント主催者と協力)	継続
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員の案内所等への配置検討をイベント主催者へ依頼します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応充実をイベント主催者へ依頼します。	継続

シ 武蔵野の森総合スポーツプラザ 事業主体:東京都

表 2.41 武蔵野の森総合スポーツプラザにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	ガラス窓の導入等について、必要に応じて長期的に検討していきます。	長期
トイレ	利用状況等を元に、トイレのベビーチェアやベビーベッドの設置数や設置場所が適切であるか長期的に検討していきます。	長期

案内・情報 バリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック等の案内・情報バリアフリーのための設置物が適切に運用されているか、長期的に検討を行っていきます。	長期
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	継続
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

ス 調布アーバンホテル 事業主体:株式会社タイレル 調布アーバンホテル

表 2.42 調布アーバンホテルにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
案内・情報 バリアフリー	筆談具を設置し、設置を示す案内を掲示します。	短期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	継続
人的対応・接遇	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

セ スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店

事業主体:ゼビオ株式会社 スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店

表 2.43 スーパースポーツゼビオ 調布東京スタジアム前店における事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
エレベーター	視覚障害者が押しやすいボタン等に配慮します(文字等の浮彫, 音声案内 等)。	中期
トイレ	[車いす使用者用トイレ]誰もが分かりやすく, かつ利用しやすいボタンを設置します(開閉ボタンの位置 等)。	中期
	[車いす使用者用トイレ]袖壁を設けることや開閉ボタンの周りに設備を配置しないなど, 車いす使用者が出入りしやすいように配慮します。	中期
	[車いす使用者用トイレ]目隠し用のカーテンを設置します。	中期
案内・情報 バリアフリー	聴覚障害者が緊急時等に状況を把握できる設備を設置します(文字情報や光による情報の伝達 等)。	中期
	多様な利用者に分かりやすい案内サインを設置します(大きくて分かりやすい表示, カラーユニバーサルデザインに配慮した配色, 多言語化, デザインの統一, ふりがな表示やピクトグラム の活用 等)。	中期
	視覚障害者誘導用ブロックは JIS 規格で床面との輝度比を確保した滑りにくいものを使用します。	中期
	視覚障害者誘導用ブロックは出入口から受付までの間を敷設するなど, 障害当事者参加により敷設方法を検討します。	長期

案内・情報 バリアフリー	触知案内図は音声案内や視覚障害者誘導用ブロックの設置等により、設置位置を把握できるように配慮します。	中期
	筆談具やコミュニケーションボードを設置し、設置を示す案内を掲示します。	中期
教育啓発・ 心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について、係員の教育を実施します。	継続
	エレベーター等の優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	中期
人的対応・接遇	手話のできる係員やハートフルアドバイザー等の資格を持った係員を案内所等に配置します。	長期
	係員による案内やサポートなどの対応を充実します。	継続

(5) その他の事業

ア 飛田給駅北公衆トイレ 事業主体：調布市

表 2.44 飛田給駅北公衆トイレにおける事業の内容

項目	事業の内容	実施時期
トイレ	情報過多による混乱を招かないよう音声案内情報を改善します。	検討中
教育啓発・ 心のバリアフリー	車いす使用者用トイレの優先利用に関して、利用者へのマナー啓発を実施します（分かりやすい場所への案内掲示 等）。	検討中

